

甲州市長 様

申込者 住 所
氏 名
電話番号 ー

甲州市木造個人住宅耐震診断申込書

私は、甲州市木造住宅耐震診断事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、下記住宅の耐震診断を実施したいので申し込みます。

記

住宅の所在地	
建物の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> () 併用住宅
構 造	木造・屋根 (<input type="checkbox"/> 瓦、 <input type="checkbox"/> 亜鉛鉄板、 <input type="checkbox"/> スレート、 <input type="checkbox"/> その他 ()) 葺 階建て
床 面 積	1階 _____ m ² 2階 _____ m ² 合計 _____ m ² (併用部分床面積 _____ m ²)
建 築 年 次 (着工年月)	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 _____ 年 _____ 月 <input type="checkbox"/> 昭和 (昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手したものが対象)
設 計 図 書 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 建築確認申請 <input type="checkbox"/> 住宅金融公庫 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 無
耐震診断を行う建築士を指名する場合に記入	氏 名 : 住 所 : 電話番号 : (山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会受講修了者に限ります。)
そ の 他	

- (注) 1. は、該当するものにレを記入してください。
2. 電話番号は、携帯の電話番号でもかまいませんが、この番号を耐震診断技術者に教えますのでご承知ください。

※ 受 付 欄	※ 決 済 欄	※ 決 定
	課長 リーダー 担当	可 否

耐震診断申込者

様

甲州市長

図

甲州市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました耐震診断申込書の内容を審査した結果、下記のとおり決定したので、甲州市木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条の規定により通知します。
なお、診断日については、派遣する耐震診断技術者より、連絡いたします。

記

耐震診断技術者派遣の可否

(1) 派遣します。

ただし、虚偽の申請その他の不正行為等により耐震診断技術者の派遣決定を受けたとき、又はその他市長が不相当と認める事由が生じたときは、耐震診断技術者の派遣及びその耐震診断に係る費用の弁償を請求することがあります。

派遣する耐震診断技術者

登録番号	
氏名	
住所	
電話番号	

(2) 派遣いたしません。

派遣しない理由

--

様式第3号（第7条関係）

甲州建第 号
年 月 日

耐震診断申込者

様

甲州市長

印

甲州市木造住宅耐震診断技術者派遣変更通知書

年 月 日付け甲州建第 号で通知いたしました甲州市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書に、下記のとおり変更が生じたので、甲州市木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条第4項の規定により通知します。

記

変更事項

(1) 耐震診断技術者の変更

変 更 前	
登 録 番 号	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	

変 更 後	
登 録 番 号	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	

変更理由

(2) その他

甲州市木造住宅耐震診断事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、甲州市木造住宅耐震診断事業実施要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、甲州市木造住宅耐震診断事業実施に必要な事項を定めるものとする。

(既存木造住宅の判断)

第2 交付要綱第2条（2）アによる昭和56年5月31日以前に着工された住宅とは、市の実施する耐震診断を受けたもの、固定資産課税台帳に昭和57年1月1日以前に登録されていたもの、又は、建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるものとする。

(総合判定)

第3 総合判定は、山梨県木造住宅耐震診断技術者（建築士の資格を有し、県が主催又は後援する山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会の受講修了者をいう。）又はこれと同等と認められる者が診断したものであり、かつ（一社）山梨県建築士事務所協会等の建築物耐震診断・補強計画判定会による判定を受けたものでなければならない。

(木造住宅耐震診断事業の内容)

第4 市が派遣した山梨県木造住宅耐震診断技術者は、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。ただし、耐震診断の結果「総合評点（Iw）=1.0 以上」となった場合は、二号、三号、四号については実施しない。

- 一 木造住宅耐震診断
- 二 木造住宅耐震改修工事費の概算見積書の作成
- 三 耐震診断結果及び耐震改修工事概要の所有者への説明
- 四 耐震改修工事实績業者の案内

(診断完了時添付書類)

第5 耐震診断完了時の添付書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 木造住宅の耐震診断報告書
- 二 耐震改修工事費の概算見積書
- 三 耐震診断業務履行確認書

(附則)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

